

令和元年10月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和元年10月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和元年10月23日（水） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第21号 新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について……………1</p> <p>議案第22号 教職員の人事措置について……………当日配布</p> <p>議案第23号 訴訟について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 新潟市立学校教員採用選考検査の結果について……………1 ・令和元年度 優良PTA文部科学大臣表彰について……………2 ・平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について……………3 <p>第4 次回日程</p> <p>11月定例会 令和元年 11月21日（木）午後3時30分</p> <p>12月定例会 令和元年 12月20日（金）午後3時30分</p> <p>1月定例会 令和2年 1月15日（水）午後2時30分</p> <p>第5 閉会</p> <p>第6 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第二次新潟市立図書館ビジョン」及び「第三次新潟市子ども読書活動推進計画（案）」のパブリックコメント実施について……………当日配布

付議事件

議案第 21 号

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求めらる。

令和元年 10 月 23 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について

1 改正理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（成年被後見人等）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

成年被後見人等に係る欠格条項の規定を削除

3 施行期日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和元年 12 月 14 日）

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市臨時教育職員に関する規則の一部を改正する規則

新潟市臨時教育職員に関する規則（平成29年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を
次のように改正する。

第12条中第4号を削り，第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，令和元年12月14日から施行する。

新潟市臨時教育職員に関する規則(平成29年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(任用期間満了前の解雇)</p> <p>第12条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、任用期間の満了の前であってもこれを解雇できる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(任用期間満了前の解雇)</p> <p>第12条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、任用期間の満了の前であってもこれを解雇できる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>成年被後見人又は被保佐人となったとき。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>

報 告

令和2年度 新潟市立学校教員採用選考検査結果について

区分	小学校	中・高共通											特別 支援	養護 教諭	栄養 教諭	合計	
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語	合計					
出願者数	男	101	9	34	24	22	3	1	25	3	0	21	142	7	0	0	250
	女	117	9	6	6	15	5	4	12	0	3	8	68	6	59	12	262
	計	218	18	40	30	37	8	5	37	3	3	29	210	13	59	12	512
1次検査 受検者数 (1次免除 者を含 む)	男	94	9	31	24	20	3	1	24	3	0	20	135	6	0	0	235
	女	116	9	6	5	14	5	4	12	0	3	8	66	6	59	12	259
	計	210	18	37	29	34	8	5	36	3	3	28	201	12	59	12	494
1次合格 者数 (1次免除 者を含 む)	男	70	8	11	12	10	2	1	12	2	0	10	68	6	0	0	144
	女	72	7	1	2	6	2	2	1	0	3	6	30	5	25	5	137
	計	142	15	12	14	16	4	3	13	2	3	16	98	11	25	5	281
2次合格者 数 (中・高共通) 上段:中 下段:高			6	6	2	5	1	1	4	0	0	6	31				
		86	1	0	3	3	0	0	1	0	1	2	11	6	10	2	146
	中・高共通 計		7	6	5	8	1	1	5	0	1	8	42				
登録数	男	36	3	5	4	6	1	0	5	0	0	4	28	2	0	0	66
	女	50	4	1	1	2	0	1	0	0	1	4	14	4	10	2	80
	計	86	7	6	5	8	1	1	5	0	1	8	42	6	10	2	146
倍率		2.44	2.57	6.17	5.80	4.25	8.00	5.00	7.20	—	3.00	3.50	4.79	2.00	5.90	6.00	3.38
次年度 特選Ⅳ	男	3	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	5	0	0	0	8
	女	5	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3	0	4	0	12
	計	8	0	0	1	0	2	1	2	0	0	2	8	0	4	0	20

令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰について

文部科学省では、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、標記表彰制度を設けています。

新潟市からは、地域学校協働活動や家庭教育、学校外活動を積極的に取り組み、その実績が認められた下記PTAが受賞しましたのでご報告いたします。

1 表彰対象PTA及び活動の特徴

【新潟市立巻東中学校PTA】

- ① 過去7年間にわたり、携帯電話の望ましい使用法について全校生徒に指導している。SNSをテーマにした家庭教育研修会を開催し、中学校区内の小学校保護者にも呼び掛けて多くの参加があった。保護者へのアンケート結果を基に本年度、中学校区内の全家庭において「わが家のスマホルール」づくりに取り組んでいる。
- ② 地域住民と連携協力し、防災教育「避難所運営ゲーム」を実施。災害が発生した時に避難所をどう運営していくかをゲーム形式で学んだ。地域ボランティアと共に、「ホタルの里」でかわになの放流、魚道整備など自然環境を守る活動に取り組んだ。
- ③ 保護者と学校職員が地域のまつりでの巡回や、春と秋に交通安全指導を行っている。小中学校の合同の取り組みとして、登校途中の中学生が出身小学校に寄ってあいさつ運動を行っている。

2 文部科学大臣表彰 表彰式

- (1) 期日 令和元年11月15日(金)
- (2) 会場 ホテルニューオータニ

3 歴代受賞PTA(平成17年度～)

年度	受賞校	受賞校
21	南中野山小学校PTA(東区)	
23	万代長嶺小学校PTA(中央区)	中野山小学校PTA(東区)
27	白新中学校親学会(中央区)	
28	沼垂小学校PTA(中央区)	
29	大江山中学校PTA(江南区)	
30	横越小学校PTA(江南区)	

平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

1 いじめについて

(1) 認知件数 (件)

年度	30	29	28	27
小学校				
中学校				
高等学校				
特別支援学校				
計	15,129	15,666		

※「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

2 不登校について

(1) 不登校児童・生徒数 (人)

年度	30		29	28	27
	総数	うち、90日以上			
小学校	272	119	219		
中学校	700	419	607		
計	972	538	826		

※「不登校」の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）
※不登校児童・生徒数は、年間の欠席日数が30日以上をカウントする。

3 暴力行為について

(1) 発生件数 (件)

年度	30	29	28	27
小学校				
中学校				
高等学校				
計	899	1,086		

※「暴力行為」の定義

自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為
※ 種別：対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊
1人の児童生徒が同じ種別で複数回行った場合は1人とカウント。異なる種別で行った場合はそれぞれでカウント。

(2) 加害児童生徒数 (件)

年度	30	29
対教師暴力	63	247
生徒間暴力	746	667
対人暴力	1	12
器物破損	89	160
計	899	1086

平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

R.1.10.23 学校支援課

1 調査結果の概要

○ 文部科学省から、以下の数値が公表された。

いじめの認知件数

	政令指定都市	認知件数	千人当たり の認知件数	解消率	取組中
1	大阪市	23,179 件	130.0 件	95.0%	4.9%
2	新潟市	15,129 件	250.9 件	96.4%	3.5%
3	仙台市	14,900 件	184.3 件	90.4%	9.5%
4	札幌市	7,854 件	55.8 件	96.0%	3.9%
5	横浜市	5,594 件	20.9 件	66.8%	31.9%
19	堺市	1,193 件	17.9 件	61.4%	38.4%
20	岡山市	982 件	17.7 件	85.6%	14.0%
	新潟県 ※新潟市を含む	18,284 件	79.3 件	94.9%	4.9%

※29年度の認知件数は、新潟市 15,666 件。

【新潟市の取組】

- いじめの積極的な認知の推進
- いじめ早期対応のシステムの明確化
 - ・「校内いじめ対応ミーティング」の実施(H29)
 - ・全市統一のいじめ調査用紙の活用とチェック体制の明示(H29)
 - ・いじめ初期対応ガイドブックの発行（全教職員に配付）(H30)

不登校数

	政令指定都市	不登校数	90日以上 欠席	千人当たり の不登校数
1	横浜市	4,978 人	2,985 人	19.3 人
2	大阪市	3,703 人	2,416 人	22.4 人
3	札幌市	2,635 人	1,760 人	19.7 人
17	新潟市	972 人	538 人	16.6 人
18	北九州市	938 人	611 人	13.4 人
19	岡山市	930 人	625 人	16.9 人
20	堺市	926 人	531 人	14.2 人
	新潟県 ※新潟市を含む	2,636 人	1,352 人	15.8 人

※29年度の不登校数は、新潟市 826 人。

【新潟市の取組】

- 「児童生徒理解・教育支援シート」の周知と活用の徹底
- 各区教育支援センター、訪問指導員、学校支援課の連携強化と学校訪問の実施
- 「不登校の初期対応ガイドブック」の発行（全教職員に配付）

暴力行為数

	政令指定都市	暴力行為数
1	横浜市	5,440 人
2	名古屋市	1,267 人
3	仙台市	1,035 人
4	広島市	1,034 人
5	神戸市	902 人
6	新潟市	899 人
	新潟県 ※新潟市を含む	2,222 人

※29年度の暴力行為数は、新潟市 1,086 人。

【新潟市の取組】

- 「生徒指導主事会」や「学校警警察等連絡協議会」における情報交換
- 校長会等での指導

2 いじめの認知件数についての教育委員会の見解

この認知件数は、新潟市の学校現場が、子どもたちに寄り添い、早期発見に努めた成果である。いじめに早期発見、早期対応したため、重大な事態に発展していない状況にある。

今後は、このまま早期発見・早期対応に務めるとともに、「新潟市の生徒指導」リーフレット、いじめ初期対応ガイドブックに基づき、日々の授業における生徒指導を通して、未然防止にも一層取り組んでいく。